

法令等	内容	申請期限等	届出先
労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記の機械設備を設置する場合、機械等設置届が必要(法第88条)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力プレス (機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)</li> <li>・化学設備 (配管を除く。製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)</li> <li>・乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。)</li> <li>・アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)</li> <li>・ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)</li> <li>・第1種・第2種有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュ型換気装置又は全体換気装置</li> <li>・ジクロルベンジン及びその塩等の特定化学物質障害予防規則で定める第一類物質又はアクリルアミド等の特定第二類物質等を製造する設備</li> <li>・放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167)第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器を除く。)</li> <li>・研磨剤の吹き付けにより研磨する箇所等に設ける局所排気装置又はブッシュ型換気装置</li> <li>・石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</li> </ul> </li> </ul>	設置工事開始の30日前までに届出が必要  ※ 一例であり、特に化学物質を取り扱う場合は要事前相談	厚生労働省  橋本労働基準監督署